

快適な排尿をめざす全国ネットの会倫理審査委員会規定

(目的) 第1条

特定非営利活動法人快適な排尿をめざす全国ネットの会は、本会会員または医療機関等に所属する医療従事者等（本会非会員を含む）（以下「研究者」という）が実施する研究を適正に推進するために、「ヘルシンキ宣言」の倫理的原則に則り、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「倫理指針」という）に基づいて、本会に有識者から成る快適な排尿をめざす全国ネットの会倫理審査委員会（以下「委員会」という）を設置し、その事務遂行のために快適な排尿をめざす全国ネットの会倫理審査委員会規程（以下「本規程」という）を定める。

(定義) 第2条

本規程における各用語の定義は、特に定める場合を除き、「倫理指針」の定めるところによる。

(審査対象)

本委員会の審査対象は以下に規定する条件を全て満たすものとする。なお、委員会が認めた場合にはこの限りではない。

- (1) 本会会員または医療機関等に所属する医療従事者等（本会非会員を含む）（以下「研究者」という）が行おうとする研究であること
- (2) 研究者が所属する施設等に倫理審査委員会が設置されていない、または定期的な審査の受け入れができない状況であること
- (3) これから新たに開始しようとする人を対象とする研究であること（既に開始または終了している研究等については審査の対象外である）

(責務) 第3条

委員会の長（委員長）は、本会理事長から審査を依頼された次の各号について、倫理指針の定めるところにより、審査を行い、必要な意見を本会理事長に答申する。

- (1) 研究の実施
- (2) 研究計画書等の変更
- (3) 研究の継続に影響を与えると考えられる事実や情報
- (4) その他、当該研究に関連する事項

(組織) 第4条

委員会は、本会理事長が指名する者をもって組織する。

(事務)

第5条

委員会の事務局を本会に置く。

(開催頻度) 第6条

委員会は、原則として月1回開催する。なお、本会理事長から緊急に意見を求められた場合には随時委員会を開催することができる。

(雑則)

第7条

第3条(責務)、第4条(組織)、第5条(事務)に関して、各条に定めるものの他、各条の施行に必要な事項は、本会倫理審査委員会業務手順書等に定める。

(改廃) 第8条

本規程の改廃は本会理事長が行う。